

リクエスト収集の導入に向けた今後の課題について

1. 検討課題について

昨年度、本審議会より行われた一次答申において、リクエスト収集導入の方向性が提示されました。その際に、導入における調査・検討が必要とされた課題も併せて提示されており、加えて、昨年度に引き続き更なる検討が必要な課題も残っております。

この度、リクエスト収集の導入を進めるにあたって解決が必要なこれらの課題について、対応策を検討いたしました。

課題	概要
品目ごとの手数料設定	ごみ処理手数料の設定方法の検討
リサイクル館への持込手数料の設定方法	
ふれあい収集との連携	ふれあい収集の収集方法を検討
生活保護世帯への支援策	処理手数料の減免制度の検討
一時多量ごみへの対応	引越しや片付けなど一時多量ごみの収集方法の検討
不法投棄対策	監視の強化など防止対策の検討

2. 課題への対応について

(1) 品目ごとの手数料設定

制度の導入と運用を効率的に行うという観点から、昨年度の審議会で示した 5 段階方式の見直しを含め、手数料設定を検討いたしました。

体積に応じた 4 段階方式

昨年度提示した 5 段階方式

段階	形状	体積	主な品目
Lv.1	三辺合計 180cm 以内 (最大長さ 100cm 以内)	216L	中型家電類、椅子、布団類(折り畳んで縛ったもの)、解体して束ねたもの
Lv.2	三辺合計 240cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	512L	カラーボックス(大)、袖机、コタツ等
Lv.3	三辺合計 300cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	1,000L	ふすま、学習机等
Lv.4	三辺合計 350cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	1,588L	サイドボード、3P ソファ、ダイニングテーブル、ベッドフレーム(解体)、書棚等
Lv.5	三辺合計 450cm 以内 (最大長さ 200cm 以内)	3,375L	スプリングマットレス、食器棚、マッサージチェア、物置(解体)等



手数料設定(案)

※ 単位体積あたりの手数料 600 円/m³とした場合

段階	手数料	体積	主な品目
Lv.1	300 円	0.5m ³ まで	中型家電類、椅子、布団類(折り畳んで縛ったもの)、解体して束ねたもの、カラーボックス(大)、ふすま 等
Lv.2	600 円	1m ³ まで	コタツ、袖机、学習机、サイドボード、書棚、スプリングマットレス 等
Lv.3	900 円	1.5m ³ まで	3P ソファ、ダイニングテーブル、ベッドフレーム(解体)、マッサージチェア 等
Lv.4	1200 円	2m ³ まで	食器棚、物置(解体) 等

リクエスト収集の手数料設定においては、収集運搬費用を算定の基礎として、粗大ごみがトラックの荷台を占める体積に応じて設定することが適当であると考えています。

仮に、近隣自治体の手数料水準を参考に、単位体積あたりの手数料を 600 円/ m³ とし、0.5m³ごとに段階を設定した場合、上表のような手数料設定となります。

また、この手数料設定を基に品目別の手数料を定めることで、長さの計測が必要であ

った前回案よりも、簡便でより分かりやすい制度となると考えています。

(2) リサイクル館への持込手数料の設定方法

二段階従量制度：100kg まで無料、100kg を超えると有料
(現行制度から変更なし)

現在、リサイクル館における手数料は、分別を励行し資源化を促すという考えから、100kg 以下を無料とした二段階従量制としています。リサイクル館への持込手数料を変更し、100kg 以下においても手数料を徴収するとした場合、資源化に向けた分別作業により生じたものに対し、破碎・選別・圧縮費用を排出者に課すこととなり、3R の推進を阻害する恐れがあります。

よって、リクエスト収集の導入後もこの考え方にに基づき、現行制度と同様の持込手数料とすべきと考えています。

(3) ふれあい収集との連携

ふれあい収集の収集方法を見直す（持ち出し収集等の導入を検討する）

本市では、高齢や障がいなどの理由により、一般家庭ごみなどを指定場所に出すことが困難な世帯のために、係員が玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を行っています。「ふれあい収集」には、粗大ごみも含まれております。

粗大ごみリクエスト収集の移行により原則、すべてが戸前収集となることから「ふれあい収集」の制度は一部見直しとなります。集合住宅の戸前収集や、第三者の立会いの下での、持ち出し収集の導入について併せて検討を行うべきと考えます。

そして、ふれあい収集において粗大ごみの持ち出し収集が併せて実施されている事例があります。この中では妊婦やけがをされている方などで、市が認めた場合に持ち出し収集が行われています。ただし、家族（配偶者、及び義理を含む親・子・兄弟姉妹）が対象者と同じ区内、又は隣接区に居住している場合は対象外となる場合があります。

また、収集時に自治会ボランティアや第三者の立会いを求めるなど、個人の財産管理上の問題に対策が必要です。持ち出し収集には非常に多くの課題もありますが、本市において粗大ごみリクエスト収集の導入を契機に検討を行うべきと考えます。

【事例】さわやか収集（大型ごみ）

- ・ 「大型ごみ」には、大型ごみ処理手数料シールを張ってください。また、運び出しの際に第三者の立会いが必要です。なお、運び出し作業上の軽易な事故による損害については、原則として、市は賠償責任を負いません。
- ・ 排出禁止物や工具等で分解しないと運び出せない大型ごみ等は収集できません。

（４）生活保護世帯への支援策**処理手数料の減免**

有料化の実施にあたっては、低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮することが望ましいといえます。本市では「樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、一般廃棄物の処理手数料の減免が行われています。粗大ごみリクエスト収集の導入においては、対象となっている生活保護受給世帯等、関係する所管と十分に調整の上、減免制度を検討することが必要です。

また、手数料の減免措置にあたっては、従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断した上で、関係する所管と十分に調整し、市全体の施策との均衡を図る必要があります。一方で、公平負担の原則を堅持する観点から、減免対象者にも一定のごみ減量の努力を促す方法を検討することも必要と考えます。

【本市条例より】**樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例**

（手数料等の減免）

第 35 条 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、前 2 条の手数料並びに保管及び運搬費用を減免することができる。

樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

（手数料等の減免）

第 20 条 条例第 35 条に規定する手数料並びに保管及び運搬費用の減免は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- （1）天災又は火災等の災害を受けた場合は、当該手数料並びに保管及び運搬費用を減免する。
- （2）生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助を受けている場合は、し尿を除く家庭廃棄物のうち自ら搬入するものの当該手数料並びに保管及び運搬費用を減免する。
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合は、その都度市長が必要と認めた額を減免する。

2 条例第 35 条に規定する手数料並びに保管及び運搬費用の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 20 号)を市長に提出するものとする。

本市では現在、生活保護世帯に対して指定ごみ袋を年間 100 枚程度配布しています。しかしながら、粗大ごみリクエスト収集の処理手数料については、受付センターへの申請時など排出物の性状に応じて料金が判明することやごみの発生事由等も考慮すると、指定ごみ袋とは異なり、申請による「手数料券（シール）の配布」などの措置を講じることが適当と考えられます。

（５）一時多量ごみへの対応

多量ごみに対応することのできる収集・処理システムの構築

引越しや庭木の剪定など一度に多量排出されるごみについては、市の処理施設に自ら持ち込む、もしくは、粗大ごみのリクエスト収集と併せて一時多量ごみに対応することのできる収集・処理システムの構築を検討します。

（６）不法投棄対策

不法投棄・不適正排出対策の強化策

- ・ 自治会等との連携
- ・ 処理対象物の拡充
- ・ 不法投棄防止看板の設置
- ・ 監視パトロールの実施、不法投棄・不適正排出への指導強化
- ・ 市職員による排出指導

粗大ごみ処理有料化の導入により懸念される課題として、空き地や道路沿いへの不法投棄の増加や不適正排出ごみの発生が挙げられます。

① 不法投棄対策

樫原市第三次基本計画では、『不法投棄について、職員等による巡回や市民からの通報により現場を確認し、関係機関と協議後に撤去や処分を行います。依然として減少が見られないことから、不法投棄の巡視を継続するとともに、不法投棄を防ぐ環境づくりが求められます。』とあります。また、樫原市一般廃棄物処理基本計画では、職員による巡回や各自治会への不法投棄防止看板の配布等、市民への啓発など更なる対策強化が必要とされています。

粗大ごみリクエスト収集導入に際して、処理対象物の拡充を図り排出者の利便性向

上を目指しましたが、有料化等の影響による不法投棄量が増加することのないように、見廻りの強化などその防止対策について、これまで以上に一層の強化を図る必要があります。

② 不適正排出対策

不適正排出を防ぐためには、広報かしはらや市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の住民説明、有料化実施当初の立会指導、パトロール、ルール違反ごみの内容調査等、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行うことが重要と考えます。さらに、多発場所では自治会等と連携強化を図り、不適正排出につながりにくい環境づくりを進める必要があります。